

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第 5 条 第 1 年次及び第 2 年次においては、教養科目として、次の単位を修得しなければならない。	第 5 条
(1) 人文・社会科学系科目 20 単位以上	(1)
(2) 自然科学系科目 物理学、化学、生物学及び数学の 4 領域にわたり 20 単位以上	(2)
(3) 外国語科目 英語 8 単位以上及びドイツ語又はフランス語 4 単位以上、合計 12 単位以上	(3)
2 前項に規定するもののほか、第 1 年次又は第 2 年次においては、専門科目のうちから教授会で定める科目を履修しなければならない。	2 (同 左)
(中 略)	
第 9 条 専門科目の配当及び授業時数は、教授会で定める。	第 9 条
(中 略)	
第 18 条 第 5 条第 1 項に定める単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなければ、 <u>第 5 条第 2 項に定める科目以外の専門科目を履修することができない。</u>	第 18 条 第 5 条第 1 項に定める単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなければ、 <u>第 3 年次に配当される専門科目を履修することができない。</u>
2 第 7 条に掲げる専門科目の授業時数を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、臨床実習を履修することができない。	2 <u>第 3 年次までに配当される専門科目のうち、教授会で定める授業時数を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、第 4 年次に配当される専門科目を履修することができない。</u>
2 第 7 条に掲げる専門科目の授業時数を修了し、教授会の認定を受けた者でなければ、臨床実習を履修することができない。	3 (同 左)
(後 略)	
	附 則
1	1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入学した者から適用する。
2	2 平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。